

門真市子ども読書活動推進計画

平成20年3月

門真市教育委員会

はじめに

「ひとり、燈のもとに文をひろげて、
見ぬ世の人を友とするぞ、こよなう慰むわざなる」

吉田兼好が約700年近く前に、読書のもつ意味、あじわい方、楽しみをつづったものです。

文明が発達した今日、実用性を重視するあまり、本をよく読むことは、もはや威張れることではなく、本を読まないことは恥じるべきことではないという風潮が見受けられ、日本の児童生徒は世界の中でも本を読まなくなったと言われております。

テレビ、インターネット、携帯メール等、情報メディアの発達等、物質的豊かさによる選択肢の多様化が、子どもの読書ばなれになっていると考えられます。

しかし、わが国には、古くは万葉集から冒頭の徒然草、奥の細道などをはじめ、外国文学など数多くの書物が、又わらべ歌や昔話、民話の数々が今日まで各世代へと読み継がれてまいりました。

読書の魅力は未知の世界を知り、いろいろな人々の考え方や言葉を理解し、豊かな感性と想像力を高めることにあります。

子どもにとっても一冊の本との出会いは、成長する過程で知識を得、優しい心、思いやる心を育み、自分の人生を生きる力を身につけるための礎となるものと考えます。

そして読書の楽しさは、時代を超えた人々、又現代の作家との対話ができる喜びを持てることではないでしょうか。

本市図書館は、平成19年4月、開館30年を迎えました。

これまでも読書推進に努めてまいりましたが、これを機に今一度、30年の歩みを振り返り、市民と共に読書の意義を深め、図書館の充実と読書啓発にさらなる力を注いでまいります。

門真市で大きく育む子ども達が自分の本と出会い、大きく豊かな心を持って育ってくださることを願っております。

本計画の策定にあたり、数々の貴重なご意見、ご協力をいただきました皆様に深くお礼申し上げます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 大阪府、門真市の動向.....	1
2. 計画の基本的な考え方.....	1
(1) 計画の位置づけ.....	1
(2) 計画の基本方針.....	2
(3) 計画の対象.....	2
(4) 計画の期間.....	2
(5) 計画の策定方法.....	2
第2章 子どもの読書活動推進への取り組み	3
1. 家庭・地域の身近な施設.....	3
(1) 現状.....	3
(2) 推進への取り組み.....	5
2. 図書館.....	5
(1) 現状.....	5
(2) 推進への取り組み.....	6
3. 学校等.....	7
(1) 現状.....	7
(2) 推進への取り組み.....	9
第3章 子どもの読書活動への推進に向けて	10
1. 連携・協力.....	10
(1) 家庭・地域.....	10
(2) 図書館.....	10
(3) 学校等.....	10
2. 推進に向けて.....	10
連携図.....	11
資料編	
・ 門真市子ども読書活動推進計画策定経過.....	13
・ 門真市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱.....	14
・ 門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会設置要綱.....	15
・ 子どもの読書活動推進に関する法律.....	16
・ アンケートによせられた主な意見.....	19
・ 門真市の身近な読書施設.....	200
・ 用語解説.....	21

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことができないものです。国は、読書離れが指摘される中、こうした読書の持つ計り知れない価値を認識し、平成12年を「子ども読書年」と決めました。

また、社会全体で子どもの読書活動の推進のための取り組みを進めていくため、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。

この法律に基づき、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。

ここでは、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

(2) 大阪府、門真市の動向

大阪府は平成15年1月、府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境をつくることをめざして「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」を策定しました。

本市においても、これまで学校、図書館、地域の施設等で読み聞かせやおはなし会などの取り組みを進めてきたところです。

今後もより一層、これら読書推進に向けた取り組みが計画的に進められるよう、読書活動の現状を踏まえた門真市子ども読書活動推進計画を策定しました。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が自由に豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、子どもの読書活動を総合的に推進するための「基本計画」として位置づけています。

この計画は、「門真市第4次総合計画」（平成12年）^(※1)を上位計画とし、

「門真市都市ビジョン」（平成19年）^(※2) や「門真市次世代育成支援行動計画」（平成17年）^(※3) などの各分野の計画等との整合・調整の上、策定しています。

（２）計画の基本方針

- ① 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備、充実
子どもが読書の喜びと魅力を発見し、自らすすんで読書を行うよう、読書機会の拡大を図り、その環境づくりをします。
- ② 家庭、地域、図書館、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進
子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれ担うべき役割を果たし、相互に連携・協力するよう努めます。
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
市民が子どもの読書活動の意義や重要性について関心を高め、理解を深められるよう、また、この計画の取り組みを広く周知するため、啓発、広報活動を行います。

（３）計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。

（４）計画の期間

本計画の期間は、平成20年度からおおむね5年間とします。

（５）計画の策定方法

- ① 「門真市子ども読書活動推進計画策定委員会」の設置
- ② 「門真市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会」の設置
- ③ 策定の基礎資料とするため、下記の概要でアンケート調査を実施
 - 調査期間 平成19年9月18日～10月5日
 - 調査対象
 - ・ 市民対象：子育て交流の場「なかよし広場」の保護者、乳幼児健診受診者の保護者、図書館来館者の子どもの保護者
 - ・ 読書関連施設：市内公立幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、くすのき園・さつき園の各教諭、放課後児童クラブ、留守家庭児童会、ふれあい活動の各指導員、南部市民センター、市民交流会館、リサイクルプラザ、公民館、文化会館の各職員
 - 調査方法
 - ・ 市民対象アンケートは、約200人の施設来場者に直接依頼したもの
 - ・ 読書関連施設対象アンケートは、作業部会委員の聞き取りによるもの

第2章 子どもの読書活動推進への取り組み

1. 家庭・地域の身近な施設

家庭は、子どもの成長にとって大切な場所であり、子どもが読書習慣を身につける上での役割は大きなものがあります。

乳幼児は、保護者との楽しい会話、幸せなときを共有するところから言葉を獲得していきます。人間にとって言葉で何かを伝えることは、一緒に楽しみを分かちあいたいという本能です。保護者が十分に語りかけること、このコミュニケーションが子どもに喜びと安らぎを与え、子どもの自信につながり、生きていく力となります。家庭での絵本の読み聞かせは、保護者とのコミュニケーションの手段として非常に有効であり、スキンシップにもつながります。

また、子どもが学齢期に達し年齢が高くなるにつれて、ゲーム、インターネット、携帯電話など様々な関心が生まれ、本から疎遠になる傾向があります。

しかし、好奇心が強く、行動範囲も広くなるこの時期こそ、地域の施設の活用が望まれます。

門真市内には、子どもが本と自由にふれあうことができる場所として、図書館以外に南部市民センター、市民交流会館、リサイクルプラザ、公民館、文化会館、家庭・地域文庫などがあります。また、利用対象は限られていますが、放課後児童クラブ、留守家庭児童会、ふれあい活動^(※4)もあります。

これら地域の身近な施設にも本があること、また、そこに子どもが自由に出入りできることは、あまり知られていない状況があります。

(1) 現状

(家庭)

① 子どもの本について

各家庭の子どもの本の所有数は5冊までが85%と一番多く、第2子第3子になるほど、この環境はよくなります。また、本の入手先は、半数以上が書店となっています。

② 絵本の読み聞かせについて

ほとんどの乳幼児の保護者は、子どもと一緒に絵本を見たり、読んだりする機会をもっており、また、そのように努力しています。

しかし、21%の保護者が子どもと本を読むことがほとんどないと答え、その理由は「時間がない」「子どもが興味を示さない」などでした。

この調査の回答者の44%が第1子で0歳児、1歳児の保護者であったということから、保護者が心にゆとりを持って子どもへの絵本の読み聞かせをしていくにはどうすれば良いか、課題とすることが考えられます。

また、読み聞かせの本の入手先として図書館の利用があげられますが、「図書館を知らない」「利用していない人」が69% 「年に数回しか利用していない人」が17%でした。

(地域の身近な施設)

南部市民センター、市民交流会館、リサイクルプラザ、公民館、文化会館

① 読書コーナーについて

5施設のうち、4施設が読書コーナーを設けており、その内2施設については図書の購入もしています。

また、読書コーナーを設けていない施設においても若干の本を所蔵しており、すべての施設において子どもが自由に本にふれることの機会を提供しています。

② 読書に関するイベントや行事について

家庭教育学級やふれあい体験学習事業、環境学習事業などのカリキュラム、フリーマーケットなどの催し物の中で本の紹介や読み聞かせ、紙芝居を実施しています。公共施設の内、半数以上の施設が何らかのイベントをしています。

また、「今は実施していないが機会があれば実施したい」と答えている施設もあり、大半の施設がイベントや行事について前向きな姿勢を示しています。

③ 市立図書館の団体貸出制度について

団体貸出利用については5施設とも利用していないのが現状です。その理由として、「団体貸出の制度・使い方を知らなかった」「図書館まで借りに行く時間がない」「紛失や破損が心配」などがあげられています。

放課後児童クラブ、留守家庭児童会、ふれあい活動 計15カ所

① 本の所蔵と活用について

本は、ほとんどすべての所が所蔵しています。その本の利用については、「子どもに自由に読ませている」「行事の題材、日常の遊びに活用している」などでした。子どもや親に貸出をしているのは1ヶ所でした。

② 本の読み聞かせについて

本の読み聞かせは、約8割の所で実施されています。

また、市民ボランティアや保護者の方によるおはなし会については、3ヶ所が実施しており、「実施していないが機会があればやりたい」と答えているのが12ヶ所、すべての所が本の読み聞かせについては意欲を示しています。

③ 市立図書館の団体貸出制度について

15ヶ所のうち6ヶ所が団体貸出を利用しています。利用していない理由は「団体貸出制度・使い方を知らなかった」「借りに行く時間がない」「紛失や破損が心配」等です。また、「所蔵している本だけで十分」と答えた所もありました。

(2) 推進への取り組み

- ① 家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間をもつよう、家庭で習慣づけることの大切さを広く知らせます。
- ② 身近な施設の蔵書数を増やすなど、読書環境の推進に努めます。
- ③ 各施設、団体の特性を活かしながら、子どもが本と気軽に出会える場となるよう努め、周知を図ります。
- ④ 乳幼児健診時等の機会を利用し、読書推進を図るため、図書館や身近な施設の広報と啓発に努めます。

2. 図書館

本市には、本館（新橋町）と分館（北島）の2館の市立図書館があります。

市立図書館では、乳幼児から高齢者までを対象としたさまざまな情報を提供し、また、その情報を利用しやすいように支援し、市民に役立つことを目指しています。

(1) 現状

① 子どもの本と配置について

図書館では、子どもの多様な要求に応えられるように、絵本、よみもの、紙芝居、知識、趣味の本など多様な資料を提供しています。

児童コーナーには、乳幼児向けの本を集めて「はじめてであう絵本コーナー」を設置し、保護者が絵本を選びやすいように配慮しています。

また、子どもたちに興味や関心をもってもらうため、テーマを決めて定期的に本の展示をしています。

② 絵本の読み聞かせについて

子どもの読書につながるよう、毎週定期的にボランティアの協力を得て「おはなしのじかん」^(※5)を開催しています。

また、1歳6か月児健診時には、その待ち時間を利用して、職員とボランティアで読み聞かせや図書館の案内を、4か月児健診時には、絵本推薦リストを配布しています。

③ 講座、講演会の開催について

子どもの本に関心のある大人・保護者を対象に、絵本・物語についての

講座を開催し、絵本の選び方や楽しみ方を広めています。また、乳幼児をもつ保護者には、乳幼児と共に参加できる講座などを開催しています。ボランティア及びボランティアをしたい人には、ストーリーテリング^(※6)などの研修の場を設けています。

④ 催し物、行事について

「子ども読書の日」や学校の長期休業時には、おはなし会やお楽しみ会、人形劇、手づくり教室などを実施しています。これらの行事参加をきっかけとして、図書館に来館してもらい、本に興味をもつ機会をつくっています。

また、小学生に一日図書館員^(※7)などの行事を通して図書館に親しみ、読書に関心をもってもらうようにしています。

毎年、初夏に催す不用図書等の活用である「リサイクル市」は、特に児童書に人気があります。

⑤ 幼稚園、保育園、学校等へのサービスについて

幼稚園、保育園、学校等へも十分な本が用意されるよう、団体貸出を行っています。

市内幼稚園へは出前講演会^(※8)を実施しています。保育園へはボランティアの協力を得て読み聞かせを行い、その意義と大切さを広めています。

また、学校への「調べ学習」の資料援助を行っています。図書館見学や「調べ学習」の学級ごとの対応には、調べる場等の提供もしています。

各小学校の1年生には、年度初めに図書館案内、利用券申請書、推薦図書リスト等を配布し、来館への案内をしています。その結果、小・中学生の登録率は、他の年代に比べると高くなっています。

近年、重要視されている中学校、高等学校の職業体験学習^(※9)については、積極的に生徒を受け入れ、図書館業務を理解してもらうとともに図書館の魅力や読書の大切さを認識してもらっています。

(2) 推進への取り組み

- ① 市内全域に図書館サービスを広めるため、あらゆる機会を利用してPRに努めます。
- ② 保護者と子どもがゆっくりくつろいで絵本を楽しめるスペースを整備し、子ども用の本の充実を図ります。
- ③ 中高生向けの本を集めたコーナーを設け、年齢や発達段階に応じた図書の充実を図ります。
- ④ ボランティアの協力を得て、おはなしの会やお楽しみ会などの行事を開催し、読み聞かせを通じて子どもに本への親しみをもってもらよう、行事の充実に努めます。

- ⑤ ボランティア、家庭・地域文庫^(※10)を運営している方が活動しやすいように、団体貸出、活動の場の提供及び研修機会の援助をします。
- ⑥ 子どもの本に興味や関心のある人を対象に、子どもと本を結びつける講座を開催し、より多くの方が子どもの読書に理解をもち、読書活動推進につなげるように努めます。
- ⑦ 外国人の子どもが読書に親しめるよう、図書館サービスの充実に努めます。
- ⑧ 障がいのある子どもが読書に親しめるよう、図書館サービスの充実に努めます。
- ⑨ 乳幼児健診時等に保護者への働きかけを図り、絵本の読み聞かせの大切さを広め、読書推進に努めます。
- ⑩ 幼稚園、保育園、学校等及び子ども読書関連機関・施設との連携・協力を図り、読書の推進に努めます。
- ⑪ 積極的に研修等の機会を活用して、図書館司書及び職員の資質向上に努めます。

3. 学校等

幼稚園、保育園は、子どもが初めて集団として交流する場です。幼稚園においては幼稚園教育要領^(※11)、保育園においては保育所保育指針^(※12)があり、その中で乳幼児に対して絵本や物語の読み聞かせがなされるよう示されています。

また、学校における子ども読書活動は、国語科を中心に「楽しんで読書をしようとする態度」や「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度」を育てることなどを目標としており、読書習慣を形成していく上で、重要な役割を担っています。

(1) 現状

(幼稚園、保育園、くすのき園・さつき園)

① 絵本の読み聞かせについて

各園では、日常の生活での登園、降園、お昼寝前、場面の切り替え時、落ち着かせるときなどに絵本の読み聞かせを取り入れており、カリキュラムとして「読み聞かせ」を定着させています。

子どもや保護者に本を貸し出しているところもあり、家庭での読み聞かせにつながっているといえます。

② 読書に関する講演会等行事について

半数以上の園では、市民ボランティアや保護者による「おはなしの会」を実施しており、園行事に「おはなし」が取り入れられています。

また、幼稚園では、子どもには読み聞かせの楽しさ、保護者には読み聞かせの必要性と方法を学んでもらうため、市立図書館の出前講演会を活用しています。

③ 市立図書館の利用について

図書館の団体貸出は、ほとんどの幼稚園と保育園が利用しています。利用のない園については、「図書館まで借りに行く時間がない」「園にある本だけで十分」「紛失や破損が心配だから」等の理由をあげています。

(小・中学校)

① 読書の時間について

読書が国語科に位置づけられている関係で、ほとんどの学校で国語の時間に学校図書館を利用しています。「各教科」「総合的な学習の時間」「特別活動」などの時間で「調べ学習」を行うなど、多様な学習活動も実施しています。

また、読書習慣を身につけるため、始業前に「読書タイム」を設けている学校が増えています。この取り組みにより、「本に興味を持ち、読書好きの子どもが増えた」「読書や学習が落ち着いてできるようになった」などの効果がみられています。

② 学校図書館の開放について

子どもたちの自主的な読書活動を推進するため、休憩時間や昼休み・放課後にも学校図書館を開放しています。この開放時間には、図書委員の子どもたちが活動しているところもあります。

③ 読書に関するイベントや行事について

市民ボランティアや保護者の方々による「絵本の読み聞かせ」「紙芝居」等が多く、学校で行われています。いつもとは違う新鮮味があることで、あらためて読書の楽しみに気づく契機になっています。

④ 司書教諭^(※13)について

学校では、司書教諭が配置されています。しかしながら他の業務と兼務している場合が多く、図書館教育の充実のためには専任の担当者が望まれています。

⑤ 市立図書館の利用について

約半数の学校が、図書館の団体貸出を利用しています。利用していない原因として、「図書館まで借りに行く手段がない」などの理由があげられています。

(高等学校)

市内の2つの公立高等学校は、小・中学校に比べて蔵書数も多く、学校司書^(※14)にも恵まれています。両校では、学校図書館を毎日開館し、生徒の読書活動をサポートするとともに、課題図書による読書感想文や「調べ学習」の取り組み等、環境の整備や情報提供に工夫を凝らすなど、読書活動の推進に向けて取り組んでいます。

(2) 推進への取り組み

- ① 図書の実質を図り、本に親しめる環境づくりに努めます。
- ② 地域ボランティアなど外部人材の活用による読書環境の実質に努めます。
- ③ 多様な読書活動に対応するため、設備等の整備に努めます。
- ④ 小・中学校において、「読書」を学校教育活動全体の中に位置づけ、「読書の時間」を設けるなど、読書活動の推進に努めます。
- ⑤ 小・中学校図書館の運営について、中心的な役割を担う司書教諭の有効活用と司書教諭資格者の育成に努めます。
- ⑥ 各学校・園と市立図書館との連携・協力を努めます。

第3章 子どもの読書活動への推進に向けて

1. 連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するには読書機会の拡大をはかり、その環境を整備する必要があります。子ども読書活動にかかわる3つの機関がそれぞれの役割を担い互いに連携を図り協力しあうことが大切です。

(1) 家庭・地域

- ・親子（家族）のふれあい—絵本の読み聞かせの推進
- ・本に親しむ環境づくり
- ・ボランティアや市民団体との連携で本との出会いの場を提供
- ・乳幼児健診やなかよし広場、身近な施設での連携・協力の推進

(2) 図書館

- ・各種行事の開催（おはなしの会等）
- ・資料、情報の提供
- ・施設の充実
- ・学校・園、地域等への団体貸出の促進
- ・子ども読書活動の推進へのPR
- ・幼稚園、保育園、学校等及び子ども読書関連機関、施設との連携・協力の推進

(3) 学校等

- ・年齢に応じた読書活動の推進
- ・読書環境の整備
- ・幼・保・小・中・高の各校園と市立図書館との連携・協力の推進

2. 推進に向けて

子どもが豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけるよう、読書活動推進に取り組んでいきます。

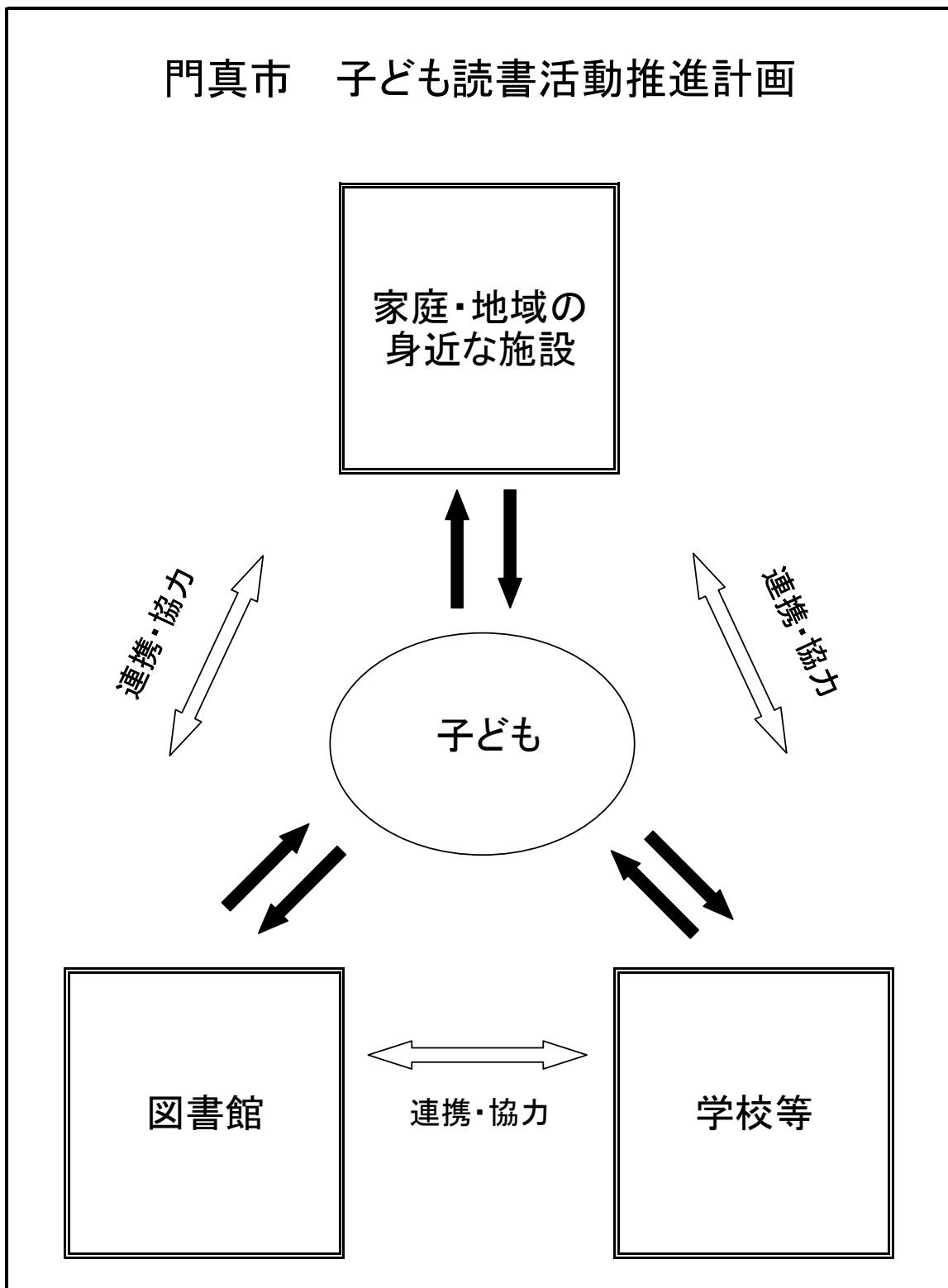
そのためには、まず、子どもの読書の意義や重要性について市民の理解と関心を深め、同時に読書環境を整備、充実させる必要があります。

具体的には、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」等さまざまな機会を捉え、その趣旨にふさわしい事業を実施し、社会全体で子どもの読書についての関心を高めていくようにします。

また、家庭・地域、学校、図書館、読書関連機関などの連携・協力のもと、子ども読書活動推進に関する優れた取り組み事例や情報の収集、共有を図り、その情報を市民に向けて発信するよう努めます。

これら、啓発、広報、連携・協力を図りながら、この計画に基づく諸施策を効果的に実践していくよう努めます。

連携図



【資料編】

門真市子ども読書活動推進計画策定経過

日 程		内 容	
平成 19 年	9月7日	第1回 子ども読書活動推進計画策定委員会	計画の目的および概要 策定スケジュール アンケート調査等
	9月14日	第1回 子ども読書活動推進計画策定作業部会	計画の目的および概要 作業部会スケジュール アンケート調査実施方法等
	9月18日 ～ 10月5日	アンケート調査の実施	市民と読書関連施設
	10月12日	第2回 子ども読書活動推進計画策定作業部会	アンケートの集計・結果・分析等 計画課題の抽出と方向性の検討
	10月～ 12月	作業部会委員による意見交換	計画の策定に関する基本的な事項の検討 計画立案作業
	12月26日	第3回 子ども読書活動推進計画策定作業部会	計画素案の作成・検討
平成 20 年	1月22日	第2回 子ども読書活動推進計画策定委員会	計画案の審議
	1月31日	図書館協議会委員へ原案公表	1月31日～2月9日 協議会委員からの意見聴取
	2月22日	第3回 子ども読書活動推進計画策定委員会	協議会委員からの意見報告 策定書最終調整
	3月	門真市子ども読書活動推進計画の決定	

門真市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、門真市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「門真市子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、門真市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見の交換及び連絡調整を行う。

- (1) 門真市子ども読書活動推進計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は生涯学習課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。
- 3 委員は、健康増進課長、子育て支援課長、保育課長、教育総務課長、学校教育課長及び図書館長の職にある者とする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会は、具体的な計画案を企画立案させるため、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、図書館が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月21日から施行する。

門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 門真市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成19年8月21日施行）第7条の規定に基づき、門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 作業部会の委員は、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。

企画課、健康増進課、子育て支援課、保育課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 図書館

(部会長及び会議)

第3条 作業部会に部会長を置き、当該部会長は、図書館の職員をもって充てる。

2 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第4条 計画の立案、推進及び検討に必要な知識・情報を得るために、作業部会の構成員以外の関係職員に出席を求め、資料を提出させ、又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、作業部会の会議における計画立案等の検討過程又はその結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、図書館が行う。

附 則

この要綱は、平成19年8月21日から施行する。

子どもの読書活動推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

アンケートによせられた主な意見

図書館、市に対する意見

- ・ 子どものスペースを広くしてほしい。
- ・ 近くに飲食できるスペースが必要。
- ・ 子どもが少しぐらい騒いでも大丈夫な場所がほしい。
- ・ 1歳児から参加できる読み聞かせなどイベントを増やしてほしい。
- ・ 読み聞かせを増やしてほしい。
- ・ 母親のために「読み聞かせ方法」を講義してほしい。
- ・ 同じ本を何冊か用意してほしい。
- ・ 図鑑などを増やしてほしい。
- ・ 絵本を増やしてほしい。
- ・ 子ども向けの本を増やしてほしい。
- ・ 乳児の日を作してほしい。利用時間を長くしてほしい。
- ・ 祝日に開館してほしい。
- ・ 大型店舗のような赤ちゃんルームがあり、清潔な館にしてほしい。
- ・ 子どもの読むスペース近くにおむつ替え用のベビーベッドがほしい。
- ・ 子ども用の図書室、授乳室があったらいい。
- ・ 各年齢に応じて、おすすめの絵本を毎月数冊紹介してくれたりすれば参考にさせていただきます。
- ・ 子どもたちが本に興味をもつような情報提供をしてほしい。
- ・ 図書館だけでなく複合施設になっていると利用しやすい（プレイルームや交流場所など）
- ・ 貸出冊数は少なくてもいいので、もう少し貸出の場所を増やしてほしい。
- ・ 図書館用バスがあればよい。
- ・ 移動図書館をしてほしい。
- ・ 市民プラザの図書室をもう少し充実させてほしい。
- ・ 図書館の数をもっと増やす。
- ・ 住宅地、駅前に図書館を。

用語解説

1 p (※1) 門真市第4次総合計画（いきいきかどま 2010）

21世紀初頭の本市の長期的なまちづくりの基本方向と事業施策の総合的な枠組みを示すもので、「住みたい住みたい・まち」をまちづくりの基本テーマとし、平成12年12月に策定された。平成13年を初年とし、平成22年を目標年次とする10ヵ年計画である。

2 p (※2) 門真市都市ビジョン

門真市が抱えるさまざまなまちづくりの課題に対し、中長期のまちづくりのあり方と門真市の将来像を示すため、平成19年3月に策定された。“活力あるまちなか創出都市 門真”という都市理念のもとに、市民・事業者と行政がともに目指す協働のまちづくりを推進するための計画である。

2 p (※3) 門真市次世代育成支援行動計画

「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思えるまちを目指して」を基本理念として、保健、福祉、教育、労働、生活環境等の様々な分野にわたる総合的な取り組みを示すもので、平成17年3月に策定された。平成17年から5年間を前期計画期間とする。

3 p (※4) 放課後児童クラブ、留守家庭児童会、ふれあい活動

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後の生活の場を確保し、運動や遊びなどを通して児童の健全な育成を図る事業。

5 p (※5) おはなしのじかん

子どもたちに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせやストーリーテリング（注6参照）、紙芝居、手あそびなどを行うこと。

6 p (※6) ストーリーテリング

話し手がお話を覚えて聞き手に対して語ることで、「おはなし」「素ばなし」ともいう。

6 p (※7) 一日図書館員

小学生を対象に夏休みに行う図書館行事。図書館の仕事を体験してもらうことにより、本や図書館に親しんでもらうことをねらいとしている。

6 p (※8) 出前講演会

幼稚園に出向いておはなしや読み聞かせを行っている。おはなしボランティアに協力してもらっている。

6 p (※9) **職業体験学習**

中学校では総合的な学習の一環として実施されている。図書館の仕事を体験することにより、将来の職業の参考としてもらうとともに本や図書館に親しんでもらえる機会でもある。

7 p (※10) **家庭・地域文庫**

地域において保護者が中心になって、本を備え付けて近隣の子どもたちに本の貸出しやおはなし会、手づくり遊び等を行う組織及びその活動。家庭の一部を開放して運営している家庭文庫と地域の集会所等を利用して活動する地域文庫がある。図書館から団体貸出し等のサービスを受ける。

7 p (※11) **幼稚園教育要領**

文部科学省が発表している幼稚園用学習指導要領。

7 p (※12) **保育所保育指針**

厚生労働省が発表している保育園用学習指導要領。

8 p (※13) **司書教諭**

学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭。平成15年より12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられている。

8 p (※14) **学校司書**

学校図書館の業務に携わる職員で、図書の貸出しや選書、整理を行う。

門真市子ども読書活動推進計画

発行 平成20年 3月

門真市教育委員会

編集 門真市立図書館

〒 571-0048 大阪府門真市新橋町 3-4-101

TEL 06-6908-2828